

(基本事項)

第1条 指定管理者（以下「管理者」という。）は、災害対応の重要性を認識し、前橋市（以下「市」という。）の指示に従い、市と協力して的確かつ迅速に福祉避難所開設運営に関する業務（以下「避難所開設運営業務」という。）に当たらなければならない。

2 管理者は、避難所開設運営業務の実施に当たっては、本要領に基づき行うものとし、本要領に規定していない事項については、市と協議のうえ行うものとする。

(避難所開設運営業務)

第2条 管理者が行う避難所開設運営業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 福祉避難所の開設のための警戒待機に関すること。
- (2) 福祉避難所の開設にあたっての施設の安全点検及び被害状況報告に関すること。
- (3) 福祉避難所の開設に関すること。
- (4) 福祉避難所の受入れ及び対応に関すること。
- (5) 福祉避難所の運営状況報告に関すること。
- (6) その他災害対応について市が必要と認めること。

2 避難所開設運営業務の開始又は終了の決定は、市が行うものとする。

(事前協議)

第3条 市は、管理者に対して福祉避難所の開設可否について把握するために、施設の被災状況確認を依頼するものとする。

- 2 管理者は、市から前項の確認依頼があったときは、施設の安全点検及び被災状況を確認するとともに、施設の運営業務の継続方針、福祉避難所開設可否及び福祉避難所開設に向けた調整事項を検討した上で、速やかに回答を行わなければならない。
- 3 前項の回答は「被災状況報告書」により行うものとする。
- 4 避難所開設運営業務の開始に伴う施設の営業又は休館については、市、管理者協議の上、市が決定するものとする。

(警戒待機)

第4条 市は、避難所開設運営業務の開始を決定したときは、管理者に対し、その旨を連絡し、警戒待機の実施を要請するものとする。

2 管理者は、市から前項の連絡及び要請があったときは、福祉避難所を速やかに開設できるよう、施設に職員を常駐させ、福祉避難所の開設のための警戒待機を実施

しなければならない。

- 3 管理者は、警戒待機を実施している際、施設の異常その他避難所開設運営業務上支障がある事項が生じたときは、市に対して速やかに報告しなければならない。

（福祉避難所の開設）

第5条 市は、福祉避難所の開設を決定したときは、管理者に対して福祉避難所開設の要請を書面により行うものとする。

- 2 管理者は、市から前項の要請があったときは、施設の利用及び予約の状況等を踏まえた上で施設内の避難者受入スペースを決定し、避難所開設運営業務に対応するための体制を整え、市に報告するものとする。
- 3 前項の報告は、「福祉避難所開設承諾書」により行うものとする。

（福祉避難所の避難者受入れ）

第6条 避難者を受入れするときは、市は、管理者に対して「避難者受入要請書」を送付して避難者の情報を提供するものとする。

- 2 管理者は、市からの受入要請を受けて避難者受入を行うとともに、避難者を受入れたときは、「福祉避難所受付簿」及び「福祉避難所避難者台帳」に必要事項を記入し、避難者数及び避難者情報の把握及び整理に努めなければならない。

（福祉避難所の運営）

第7条 管理者は、福祉避難所の運営状況を「福祉避難所報告書（日報）」に記録し、市に対して毎日報告しなければならない。

- 2 管理者は、受入れた避難者に対し、必要に応じて市が備蓄する災害支援物資を提供するものとする。
- 3 管理者は、福祉避難所を運営するための災害支援物資が不足する場合は、「福祉避難所物資等要請書」により市に災害支援物資を要請し、食糧及び物資等の受入れを行った場合は「福祉避難所物資等受払簿」を作成して管理を行わなければならない。
- 4 管理者は、避難者の状況に応じて特別な対応を必要とする場合は、市と協議を行った上で、対応方法を決定するものとする。

（業務引継）

第8条 管理者は、市の職員又は市が調整して派遣する応援人員が施設に参集して避難所開設運営業務に参画する場合には、避難所を運営する上で必要な事項について引継ぎを行わなければならない。

(福祉避難所の閉鎖等)

第 9 条 管理者は、施設から避難者が退所したときには、施設の原状回復を行った後、市に避難所開設運営業務が完了したことを報告しなければならない。

2 市は、前項の報告を受けたときは、福祉避難所の閉鎖を決定し、管理者に対してその旨を連絡するものとする。

3 前項の連絡は「福祉避難所閉鎖通知書」により行うものとする。

(平時訓練への参加)

第 10 条 管理者は、市が平時に実施する災害対応訓練に対し、積極的に参加・協力するものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めのない事項については、市が別に定める。